

個人情報ファイル簿（NO. 1）

1 個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療関連情報ファイル
2 実施機関の名称	茨城県後期高齢者医療広域連合
3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画課
4 個人情報ファイルの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条等)に関する事務</li> <li>・ 一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第 67 条等)に関する事務</li> <li>・ 保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条等)に関する事務</li> <li>・ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号、高齢者の医療の確保に関する法律第 165 条の 2)に関する事務を後期高齢者医療広域連合電算処理システムを用いて行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の個人情報ファイルを管理する必要があるため。</li> </ul>
5 記録項目	別紙のとおり
6 記録範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者(※)：75 歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)</li> <li>・ 世帯構成員：被保険者と同一の世帯に属する者・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者</li> <li>※高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条から第 55 条の 2 に基づく被保険者</li> </ul>
7 記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成市町村の窓口業務担当部署が市町村内の他の部署から収集（住民基本台帳法第 1 条）し、当該情報を構成市町村の窓口業務担当部署から専用線により当組織が収集(高齢者の医療の確保に関する法律第 48 条、第 138 条、地方自治法第 292 条)する。</li> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金から被用者保険の被扶養者であった対象者情報を収集する(高齢者の医療の確保に関する法律第 70 条、第 139 条)。</li> <li>・ 審査支払機関(社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会)から医療費管理を行うためのレセプト情報等を収集する(高齢者の医療の確保に関する法律第 70 条、第 139 条、第 155</li> </ul>

	条)。 ・ 情報提供ネットワークシステムから収集(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条 8 号及び同法別表第二項番 80、81)する。	
8 要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない	
9 記録情報の経常的提供先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成市町村(保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務を実施)</li> <li>・ 審査支払機関(診療報酬の審査及び支払に関する事務処理、「請求支払システム」、「特定健診システム」、「国保データベース」での利用)</li> <li>・ 金融機関(療養費等の口座振込みでの利用)</li> <li>・ 都道府県(特定医療費等受給対象者の所得区分を連絡)</li> <li>・ 茨城県国民健康保険団体連合会(「療養の給付に要する費用ならびに入院時 食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払等の一部」及び「中間サーバーにおける資格履歴管理事務」に関する委託先)</li> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金(「中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」及び「中間サーバーにおける本人確認事務」に関する委託先)</li> <li>・ 厚生労働大臣、全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県知事、市町村長、日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合、国民健康保険組合、地方公務員共済組合、他の後期高齢者医療広域連合(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条 8 号及び同法別表第二に定める各情報照会者)</li> </ul>	
10 開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県後期高齢者医療広域連合 総務企画課 (所在地) 茨城県水戸市赤塚 1 丁目 1 番地ミオス 1 階	
11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
12 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号(電子処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号(マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
13 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称	—	

及び所在地	
-------	--

15 行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
18 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
19 備考	

注 この表で「法」とは個人情報の保護に関する法律を、「政令」とは個人情報の保護に関する法律施行令をいう。